

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

| | | |
|------------------|-------------------------|--|
| 処 分 名 | 重要文化財の公開の許可の取消し、公開の停止命令 | |
| 根拠法令(例規)及び条項 | 文化財保護法第 53 条第 4 項 | |
| 法令(例規)番号 | | |
| 関 係 条 項 | 文化財保護法第 184 条第 1 項第 4 号 | |
| 所 管 課 係 名 | 教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 | |
| 処 分 基 準 | 基 準 | <p>(文化財保護法第 53 条第 4 項で判断基準が規定されているため、設定しない。)</p> <p>関係条項の同法第 184 条第 1 項の各号において、都道府県又は市の教育委員会が処理する事務が規定されている。</p> |
| | 処分基準の未設定理由 | <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備 考 | 聴聞又は弁明の機会の付与 | |

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

| | | |
|------------------|----------------------------|---|
| 処 分 名 | 重要文化財の現状変更等の許可の取消し、行為の停止命令 | |
| 根拠法令(例規)及び条項 | 文化財保護法第 43 条第 4 項 | |
| 法令(例規)番号 | | |
| 関 係 条 項 | 文化財保護法第 184 条第 1 項第 2 号 | |
| 所 管 課 係 名 | 教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 | |
| 処 分 基 準 | 基 準 | <p>(構造物) 現状変更等が当該指定建築物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められること。</p> <p>(美術工芸品) (1) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められること。 (2) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度からみて妥当であると認められないこと。</p> <p>関係条項の同法第 184 条第 1 項の各号において、都道府県又は市の教育委員会が処理する事務が規定されている。</p> |
| | 処分基準の未設定理由 | <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備 考 | 聴聞又は弁明の機会の付与 | |